

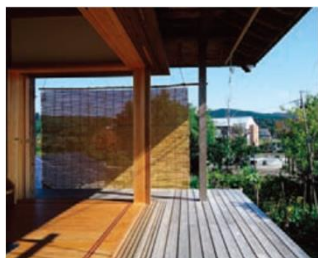
和の住まい推進関連施策集

令和6年10月

「和の住まい」の推進

1. 趣旨

日本の地域の気候・風土・文化に根ざした住まいづくりや住まい方を含めた日本の住文化の良さの再発見・普及に向けた「和の住まい」を推進する。



（住まいの要素）

瓦屋根、深い軒、板壁、漆喰壁、高窓・天窓、すだれ・よしず、格子、雨戸、襖・引戸、欄間、障子、続き間、縁側、玄関、吹抜け、畳、板の間、土間、真壁、大黒柱、床の間、囲炉裏、土壁、濡れ縁、坪庭、植栽、前庭・・・

卓袱台、炬燵、七輪、布団、座布団、蚊帳、行水、打ち水、着物、羽織、袴、下駄、草履、湯たんぽ、風呂敷、団扇・・・

2. 推進体制（和の住まい推進関係省庁連絡会議）

文化庁、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁により構成

3. 主な活動

（1）各界有識者の声を盛り込んだ手引き書、関連施策のとりまとめ・公開

- 日本の伝統的な住まいの中にある「生活のシーン」と「住まいの要素」別の「日本の住まいの知恵」を整理した手引き書「和の住まいのすすめ」（日本語版、英訳版）をとりまとめ。

- 関係省庁による「和の住まい推進関連施策」をとりまとめ。

→ 国土交通省HPに公開



「和の住まいのすすめ」

（2）普及活動の展開

和の住まいに関するリレーシンポジウムの実施等により推進。

平成25年度：新潟県、愛知県、山口県、熊本県

平成26年度：宮城県、千葉県、富山県、大阪府、岡山県、高知県、鹿児島県

平成27年度：福島県、徳島県、岐阜県

平成28年度：岩手県、鳥取県、岐阜県、京都府

平成29年度：京都府、岐阜県、長野県、石川県

平成30年度：栃木県、埼玉県、長野県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県

令和元年度：宮城県、栃木県、群馬県、鳥取県、岡山県、鹿児島県

令和2年度：山形県、静岡県、京都府、鳥取県、広島県、山口県

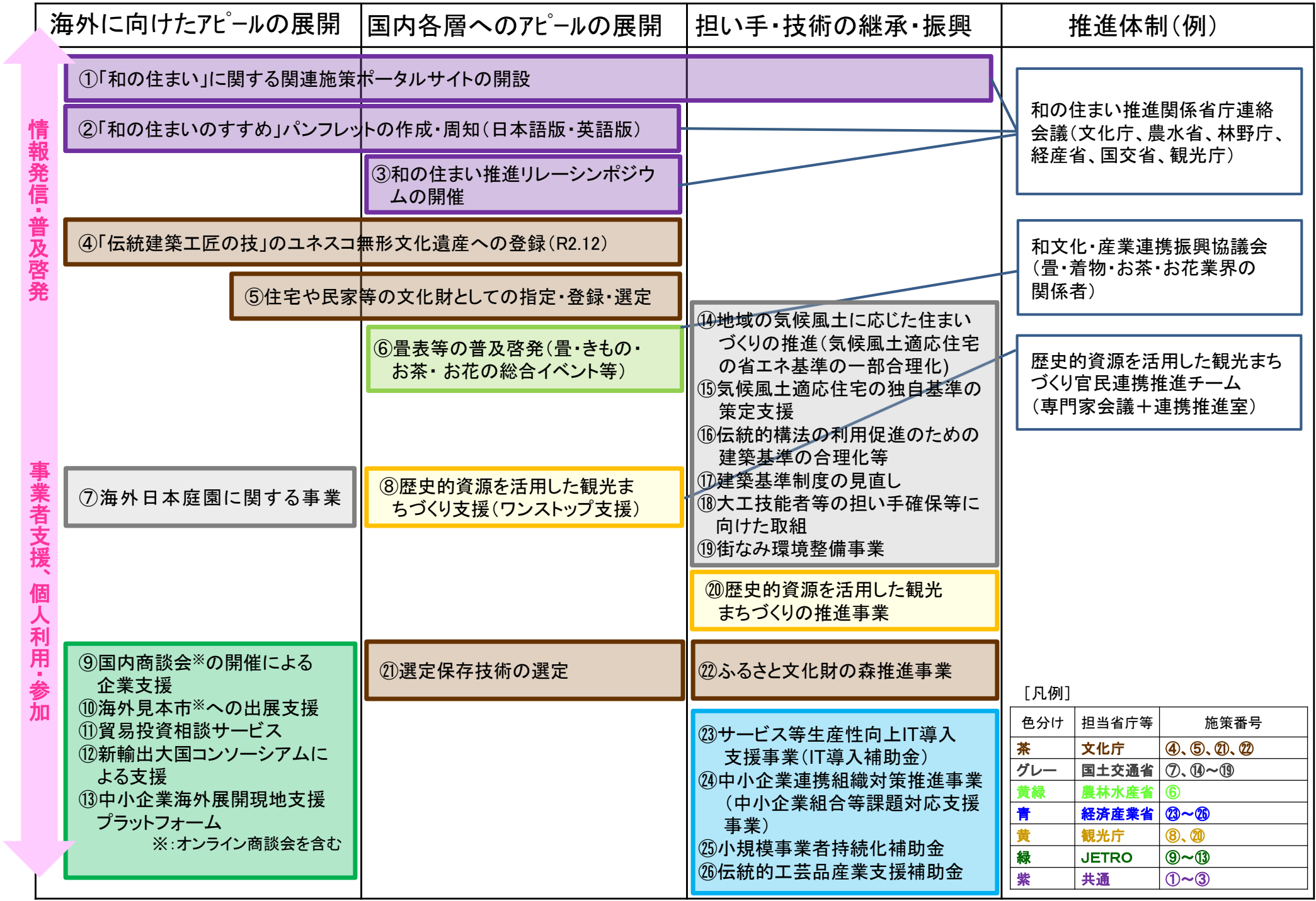
令和3年度：北海道、秋田県、東京都、神奈川県、福井県、島根県、宮崎県

令和4年度：茨城県、山梨県、兵庫県、三重県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県

令和5年度：青森県、滋賀県、奈良県、広島県、愛媛県、佐賀県、大分県

令和6年度（予定）：和歌山県、香川県

和の住まい推進関連施策(全体像)



「和の住まい」に関する関連施策ポータルサイトの開設

国土交通省HPに「和の住まい」に関する関連施策ポータルサイトを開設し、手引書「和の住まいのすすめ」（日本語版、英訳版）や関係省庁による「和の住まい推進関連施策」等を掲載。



[←](#) [→](#) [🔄](#) [🏠](#) [🔒](#) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000078.html [A](#) [☆](#)

和の住まいの推進

我が国の伝統的な住まいには、瓦、土壁、縁側、続き間、畳、襖をはじめ地域の気候・風土・文化に根ざした空間・意匠、構法・材料などの住まいづくりの知恵が息づいていますが、近年はこうした伝統的な住まいづくりとともに、そこから生み出された暮らしの文化も失われつつあります。

このような状況の下、和の住まいや住文化の良さの再認識、伝統技能の継承と育成、伝統産業の振興・活性化等を図っていくことがますます重要となっており、和の住まい推進関係省庁連絡会議（文化庁、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁により構成）を組織し、冊子「和の住まいのすすめ」のとりまとめを行ったほか、平成25年10月30日に開催した住宅生活月間フォーラム「和の文化に学ぶ」をスタートとして、関係省庁等の連携により、各地域におけるリレーシンポジウム等、国民向け普及活動を推進しています。

1. 和の住まいの推進

[取り組み概要はこちら](#) (PDFファイル  : 175KB)

2. 和の住まいのすすめ

[1 / 3](#) (PDFファイル  : 4.6MB)

[2 / 3](#) (PDFファイル  : 8.8MB)

[3 / 3](#) (PDFファイル  : 7.7MB)

※データ容量が大きいため分割しております

3. 和の住まいのすすめ【英訳版】

[英訳版はこちら](#) (PDFファイル  : 1.0MB)

「和の住まいのすすめ」パンフレットの作成・周知(日本語版)

【表紙】



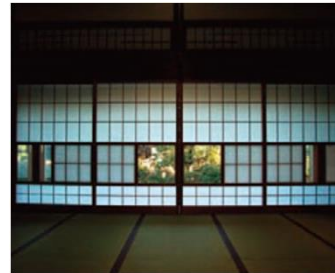
【和を楽しむ】

古くなって味わいを増す
僕たちも、そんな家具づくりをしたい



【住まいの要素】内部建具/内部意匠/素材

＜障子＞



＜真壁＞



＜土壁＞



【住まいの要素】内部空間

＜続き間＞



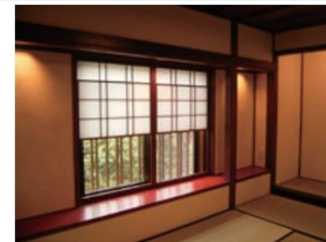
＜縁側＞



＜吹き抜け＞



【日本の住まいの知恵】日射を遮り室内への流入を抑える



和の住まい推進リレーシンポジウムの開催

関係省庁の協力のもと、各地で和の住まいの普及のためのシンポジウムを開催する。
令和5年度は、7県（青森県、滋賀県、奈良県、広島県、愛媛県、佐賀県、大分県）において開催し、計464人が参加。



滋賀県の会場の様子



奈良県の会場の様子



佐賀県の会場の様子



大分県の会場の様子（寺院）

和の住まい

**参加費
無料**

推進リレーションシップin青森

2023年 10月19日(木)
9:30～12:00 (受付9:00～)

アートホテル弘前シティ【3階アメジスト】
弘前市大町1-1・2 JR弘前駅より徒歩1分

オンライン同時開催	会場参加——定員50名(先着順) オンライン参加——定員100名
-----------	-------------------------------------

基調講演講師

株式会社新建築東北 代表取締役社長
三浦 祐成氏

時を経て変わることのない普遍的な美しさと心地よさをもつ和の住まい。現代の技術やライフスタイルと融合することで、「懐かしい未来」とでも呼べる、豊かで心地よい、日本人の感性に響く建物を実現できます。そんな和の住まいの実例やその考え方、そしてそんな住まいを強みとし経営に活かす方法を考えます。

講師プロフィール

株式会社新建築東北代表取締役社長、和風バロッキング・リノベーションオーナー兼執行、1972年に山形県生まれ。彫刻科卒。後援大学卒業後、美術科に在学中で「新建築雑誌」に入社。自由市場誌「縁起ハコダテ」編集長を経て職能、プロジェクトは「あまのこ」メンバーの一角となり、「住宅実業大賞」シリーズなど執筆多数。住宅関係行政・生活者向け講演多数。

主催：青森県優良住宅協会 共催：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

協力：和の住まい推進関係庁庁連絡会議(国土交通省・農林水産省・経済産業省・林野庁・文化庁・観光庁)

後援：青森県、一般社団法人JBN・全国工務店協会

チラシ（青森県の例）

令和2年12月17日、ユネスコ無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会においてユネスコ無形文化遺産代表一覧表に登録。

内容

木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺(ぶき)・左官・装飾・畳など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。



構成

国の選定保存技術のうち以下の17件。

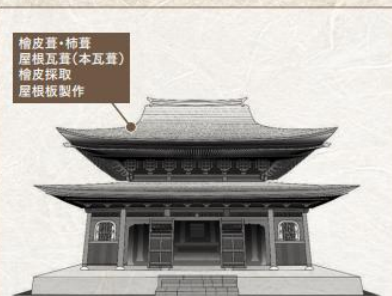
「建造物修理」、「建造物木工」、
「檜皮葺(ひわだぶき)・柿葺(こけらぶき)」、「茅葺(かやぶき)」、
「檜皮(ひわだ)採取」、「屋根板製作」、「茅(かや)採取」、
「建造物装飾」、「建造物彩色(さいしき)」、
「建造物漆塗(うるしぬり)」、
「屋根瓦葺(がわらぶき) (本瓦葺(ほんがわらぶき))」、
「左官(日本壁)」、「建具製作」、「畳製作」、
「装潢(そうこう)修理技術」、「日本産漆生産・精製」、
「縁付(えんつけ)金箔(きんぱく)製造」



日本の伝統建築修理の技術は、木・草・土などの脆弱な自然素材で地震や台風に耐える構造と豊かな建築空間を生み出してきました。さらに、法隆寺をはじめとする歴史的建築遺産に不可欠な保存修理においては、建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な技術で、棟梁を中心とする職種を越えた組織の下、伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきました。

歴史的建築遺産と技術の継承を実現する適切な周期の保存修理は、郷土の絆や歴史を確かめる行事でもあります。多様な森や草原等の保全を木材、^{ひのき}檜皮、^{かや}茅、漆、い草などの資材育成と採取のサイクルによって実現し、持続可能な開発に寄与しています。

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産への登録は、日本の木造建造物や建築文化を支える無形文化遺産の保護・伝承の事例として、世界の建築に関わる職人や専門家との技術の交流、対話が深められ、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものです。



建造物修理 建造物木工 建造物装飾



ユネスコ無形文化遺産

伝統建築 工匠の技

木造建造物を受け継ぐための伝統技術

ユネスコ無形文化遺産に登録されました

伝統建築工匠の技

木・草・土などの自然素材を生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、部材の調和や一体化など、建築遺産とともに古代から伝統を受け継ぎ、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

建造物修理 けんどうぶつしゅうり

古代の社寺をはじめ、あらゆる時代・分野・構造の日本の文化財建造物の調査、修理設計、技術指導など保存修理の設計監理を行う。

- 選定年月日
昭和51年5月4日
- 保存団体名
(公財)文化財建造物保存技術協会



樹皮採取 ひわださいしゅ

屋根葺きの一種で社寺に多く見られる樹皮葺きに用いる材料を、80から100年生以上の樹の立木から、樹皮の樹皮を剥ぎ取り加工する技術。

- 選定年月日
平成30年9月26日
- 保存団体名
(公社)全日本寺等屋根工事業技術保存会



建造物木工 けんどうぶつもくこう

木造が主流の日本建築における、古式の技術が受け継がれてきた木工の技術。

- 選定年月日
昭和51年5月4日
- 保存団体名
(公財)文化財建造物保存技術協会
(一社)日本伝統建築技術保存会



屋根板製作 やねいたせいさく

桁、檼、瓦葺き下の土居等に用いる屋根板を、木材を手作業で削り、形状を整えて製作する技術。

- 選定年月日
平成30年9月26日
- 保存団体名
(公社)全日本寺等屋根工事業技術保存会



樹皮葺・柿葺 ひわだぶき・けしらぶき

社寺に多く見られる樹皮や柿を用いた、日本の伝統的な屋根葺きである樹皮葺・柿葺の技術。

- 選定年月日
昭和51年5月4日
- 保存団体名
(公社)全日本寺等屋根工事業技術保存会



茅採取 かやさいしゅ

農山村の民家に多く見られる茅葺き屋根に用いるための、ススキやヨシ等を育成し、採取する技術。

- 選定年月日
平成30年9月26日
- 保存団体名
(一社)日本茅葺き文化協会



茅葺 かやぶき

古くから建造物の屋根と地域を問わず、広範囲に用いられてきた茅で屋根を葺く技術。

- 選定年月日
昭和55年4月21日
- 保存団体名
(公社)全日本寺等屋根工事業技術保存会



建造物装飾 けんどうぶつそうしよく

建造物を華やかに彩り、部材の保護の役割も果たす、漆塗り、彩色、鋳金具、彫物、鋳物などの技術。

- 選定年月日
平成19年4月6日
- 保存団体名
(一社)社寺建造物装飾技術保存会



建造物彩色 けんどうぶつさいしき

大仏蓮華の技法から日本のものとして洗練された豊かな発色を遂げた、建造物内外に豪華絢爛な彩色を施す技術。

- 選定年月日
昭和54年4月21日
- 保存団体名
(公財)日光社寺文化財保存会



畳製作 たみせいさく

日本独特の敷物である畳を、部屋の形状を正確に採寸し、粗糸・麻糸・い草で製作し、畳縁の紋様を美しく縫い合わせる技術。

- 選定年月日
平成16年9月2日
- 保存団体名
文化財畳保存会



建造物漆塗 けんどうぶつうるしぬり

建造物を経年するに欠かせない、独特の色艶を持つ漆塗の、漆の調合から仕上げる技術。

- 選定年月日
平成28年9月30日
- 保存団体名
(公財)日光社寺文化財保存会



装飾修理技術 そうこうしゅうりぎじゅつ

絵具を用いた紙に描かれる障壁画について、紙の傷損部の補填や絵具の剥落止を待つとともに、何層もの裏紙を新調する修理技術。

- 選定年月日
平成7年6月31日
- 保存団体名
(一社)国立修復技術保存会



屋根瓦葺(本瓦葺) やねがわらぶき(ほんがわらぶき)

古代の寺院建築からはじまる本瓦葺の屋根において、新旧の瓦の調和をとり、風雨に強く、優美な曲線で葺き上げる技術。

- 選定年月日
平成6年6月27日
- 保存団体名
(一社)日本伝統瓦葺技術保存会



日本産漆生産・精製 にほんさんしゅせいせいせいせい

漆は塗料や接着に欠かせない原材料。漆樹を栽培・管理し、漆で幹に響きをつけて漆液を採取し、精製する技術。

- 選定年月日
昭和51年5月4日
- 保存団体名
日本文化財漆協会
日本うるし産地技術保存会



左官(日本壁) さかん(にほんかべ)

茶室などの味わい深い古式京壁や城郭などの障子壁を、強く美しく塗り上げるための、熟練の技から施工にわたる左官の技術。

- 選定年月日
平成14年7月8日
- 保存団体名
全国文化財壁技術保存会



縁付金箔製造 えんつけきんぱくせいぞう

特殊な手漉和紙を、箔打ち用に仕込み、金を挟んで打ち延ばし、厚さ1万分の1ミリの金箔を製造する技術。

- 選定年月日
平成26年10月29日
- 保存団体名
金沢金箔伝統技術保存会



建具製作 たてやせいさく

多様で繊細な木材を用いた窓戸と、人の手に触れて可動する機能を兼ね備える建具を、様々な道具を駆使して修理や製作する技術。

- 選定年月日
平成11年6月21日
- 保存団体名
(一財)全日本建具技術保存会



国宝及び重要文化財（建造物）指定基準

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ時代又は類型の典型となるもの

- 1) 意匠的に優秀なもの
- 2) 技術的に優秀なもの
- 3) 歴史的価値の高いもの
- 4) 学術的価値の高いもの
- 5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの



勝興寺（本堂、大広間及び式台）

提供：高岡市教育委員会

文化財建造物の保護

登録有形文化財登録基準（平成8年8月30日）

- 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として**建設後50年を経過**し、かつ、次の各号の一に該当するもの
 - 1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
 - 2) 造形の規範となっているもの
 - 3) 再現することが容易でないもの



大正初期の駅舎（福井県）

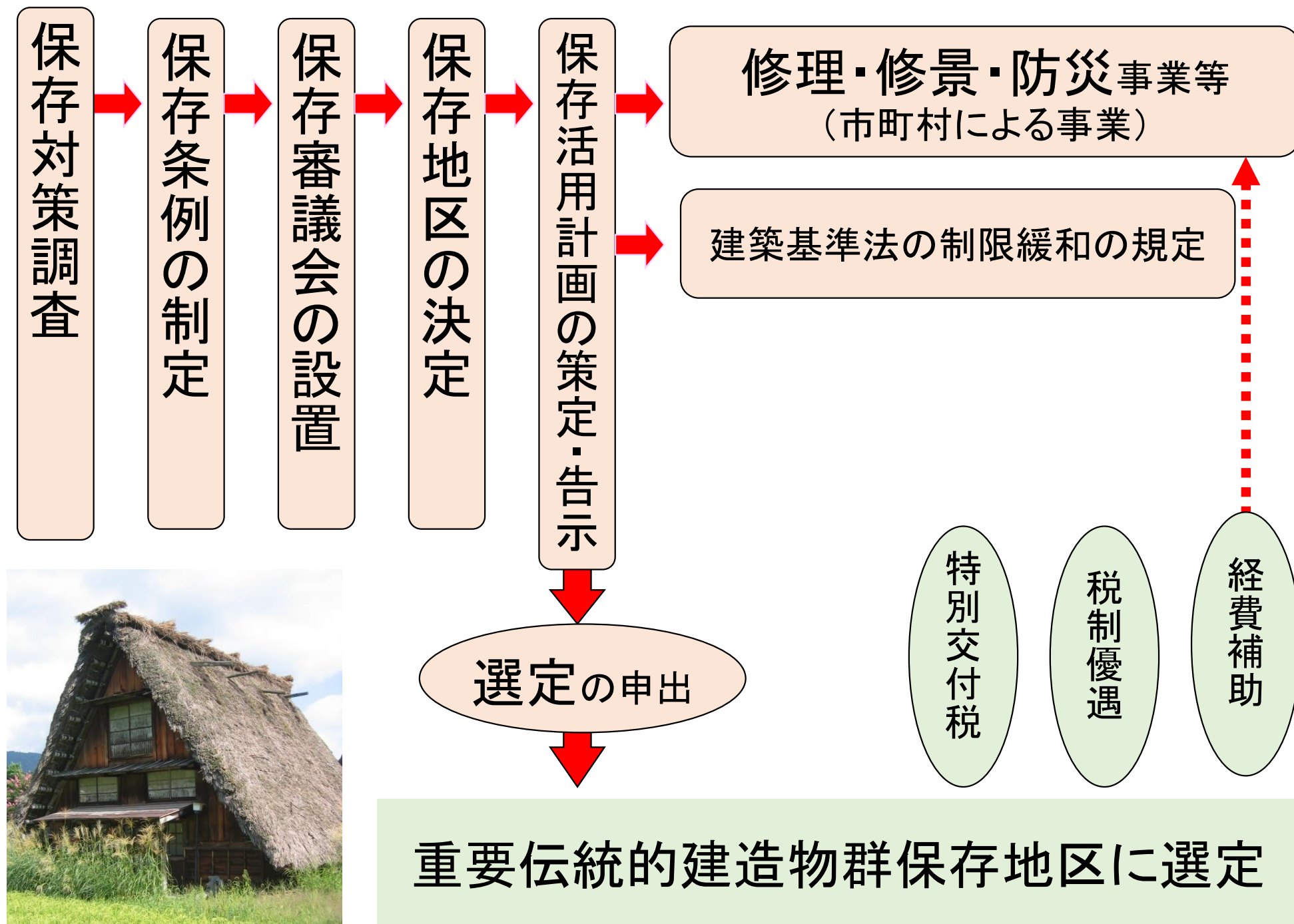


昭和初期の沈下橋（高知県）



大正初期の
土佐漆喰の蔵
（高知県）

伝統的建造物群保存地区の流れ



普及に向けた取組（和の空間）

- 伝統的な和の文化の良さを内外にPRし、国産の畳や木材の需要拡大を積極的に進めるため、農水省別館ロビーに熊本産の畳表、国産木材、鳥取産の和紙を使った茶室といぐさロールベンチを設置。
- 和の空間を活用し、生け花の展示、純国産の絹製品やい草製品などの地域特産物を展示。



生け花の展示



いぐさ製品の展示

農林水産省の取組（支援事業）

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

〔補助率：定額、事業実施主体：民間団体〕

令和6年度予算額

1,138百万円の内数※

※いぐさ以外の品目を含む

対策のポイント

いぐさ等の地域特産作物の産地が抱える課題を解決し、効率的な生産体制の確立を図るための農業機械の改良等の技術実証や需要拡大等の取組を支援。

いぐさ産地が抱える課題

- ・生産者の高齢化と減少
- ・繁忙期（収穫、株分け）の作業の集中
- ・製織労力の不足
- ・需要の減少
- ・輸入畳表との競合

等

課題解決のための取組支援

民間団体（県協議会等）

①需要・消費動向等の調査

生産体制や販売方針等の検討に資するため、需給動向や消費者ニーズ等の調査を実施

②課題解決のための実証

- ・作業の組織化、共同化の試行
- ・農業機械の改良
- ・新品種の導入
- ・試作品の評価

等

③需要拡大に資する取組

いぐさ・畳表に係る文化の普及、消費地におけるイベントへの専門家の派遣

定額
助成

国



農業機械の改良（いぐさ乾燥機）



畳店・工務店への研修

いぐさ産地の持続的发展

和 문화의 魅力発信

- 畳・着物・お茶・お花の4業界の関係者が集まり、令和元年6月に「和 문화・産業連携振興協議会」を発足。
- 4分野が一体となってパフォーマンスを実施することで、相乗効果による和 문화の 魅力発信に取り組んでいる。
- 令和3年度には、生産・文化団体との連携を広げ、和 문화発信の核となる「和 문화生活宣言」を策定した。

畳・着物・お茶・お花を融合させたパフォーマンス

畳の上での茶道の実演

国産絹の着物のショー

車いすの方向けの着物の着付け実演

国産花きを用いた生け花の実演 等

相乗効果による強い発信力



『和 문화生活宣言』

和 문화とは

日本の自然にはぐくまれた幸をいつくしむ心の在りよう

和 문화は、日本の大地にはぐくまれた幸を楽しむ知恵です。この知恵を生かして日々の暮らしを彩る生活を支える新しい市場を作るために、私たちは、和 문화・産業連携振興協議会に集いました。

和の生活文化とは

- 一、日本の美しい四季と共にあります
- 一、和の素材を作る産地に支えられています
- 一、日本人の人を想いやる心によって育てられてきました
- 一、日本のおもてなし文化を育んできました
- 一、日本が世界に誇る文化です



【これまでに実施したイベントの例】

海外日本庭園の再生に関する事業 概要

背景と課題

- 海外における日本庭園は、日本の魅力を分かりやすく発信する重要なコンテンツの一つとして対日理解の促進とともに、インバウンド促進に貢献
- 海外では500箇所以上の日本庭園が存在するが、適切に維持管理がなされていないものがあり、その保全再生が大きな課題
- 平成29年度から令和3年度の5箇年で、「海外日本庭園再生プロジェクト」として、日本の造園技術者を海外に派遣して修復を行うモデル事業を実施し、海外における日本庭園の修復要望に応えていくための体制を構築
- 令和4年度以降は、引き続き日本の造園技術者の派遣を通じた修復を行うとともに、日本庭園に関する技術の国内外に向けた普及・啓発を実施

内容

海外における日本庭園の現状

- 海外における日本庭園は、訪問者が来日動機を持つきっかけの場にもなっている
【日本ブランド調査2015（(株)電通実施）】
興味関心のある日本の物事トップ10において、日本食、日本への旅行、日本の温泉に次いで、日本庭園が4位
- 海外における日本庭園は、日本の魅力を発信する場として活用され、対日理解の促進に役立っている
【オーストリア ウィーンの例】
シェーンブルン宮殿内日本庭園で2015年9月に開催した秋祭りに1,100人の市民が訪れた
- 一方で、適切に維持管理がなされないものがある

<世界各地の損傷した日本庭園施設の例>



灯籠の着色や欠損

水景施設の損傷

四阿の屋根の経年劣化

海外日本庭園再生プロジェクト(H29～R3)

日本庭園の修復に係るモデル事業の実施、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる、分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を通じ、海外における日本庭園の修復要望に応えていくための体制の構築を図る。

修復のモデルとなる海外日本庭園を選定

現地での日本庭園の修復

- ・修復計画の作成（オンライン打合せ等）
- ・日本から造園技術者を派遣し、地元の技術者との共同により修復実施

R4以降の取組

- 海外日本庭園再生プロジェクトにより蓄積された知見を基に、庭園修復等を通じた日本庭園に関する技術の国内外に向けた普及・啓発を行う

官民連携推進チームによる相談窓口

概要

官民連携推進チームの発足とともに、連携推進室のホームページを開設。
観光まちづくりの取組に資する情報をホームページにおいて公開し、周知を図っている。



<活用事例紹介>



HPのコンテンツ

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kominkasupport//>
「歴史的資源」で検索

○活用事例の紹介

- ・歴史的資源を活用した観光まちづくり事例紹介
- ・クラウドファンディングを活用した古民家再生の事例紹介

○相談方法

- ・ホームページに相談シートを掲載し、当該シートの提出を受付
メールアドレス：hqt-kominkan@gxb.mlit.go.jp

○専門家会議構成員紹介

- ・専門家会議構成員について、所属、経歴、実績等を紹介

○支援メニュー集

- ・各府省庁の補助金等の支援施策をとりまとめ、支援メニュー集として紹介

現地進出支援強化事業

令和6年度予算額 **27億円（35億円）**

事業の内容

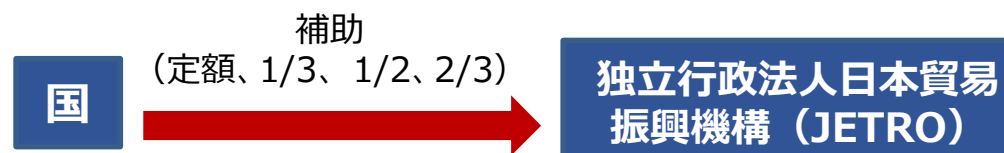
事業目的

「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」の達成と、また、「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」にて掲げられている地域経済を支える中堅・中小企業の活力向上への貢献を目的として、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施することにより、中小企業等の海外展開・現地進出の支援の強化を図る。特に、はじめて輸出に取り組む事業者の裾野拡大に向けて始動した「新規輸出1万者支援プログラム」とも連携し、中小企業等の海外ビジネスにおける「稼ぐ力」の向上に取り組む。

事業概要

中堅・中小企業等に対して、情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等を通じた販路拡大支援、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）、海外ビジネス人材の育成等、段階に応じた支援を提供し、輸出、海外進出、またそれらを発展させるまで一貫して支援する（補助率：定額、1/3、1/2、2/3）。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

短期的には本事業の海外見本市・国内外商談会・ミッション派遣等の多様なスキームを活用し、商談件数の増加を目指す。
最終的には、海外ビジネス商談経験、知見・ノウハウの蓄積により、中堅・中小企業の海外展開成功件数の増加を目指す。

気候風土適応住宅について

- 伝統工法など地域の気候及び風土に応じた住宅については、気候風土適応住宅として省エネ基準適合義務制度において、特性に応じた扱いを措置。
- 具体的には、省エネ基準適合の評価にあたり、外皮基準を適合除外とし、一次エネルギー消費量基準のみ適合を求めているところ。
- さらに、一次エネルギー消費量基準への評価にあたっては、断熱性能は標準的な性能を有しているという仮定で評価。

国が定める気候風土適応住宅の要件

下記の項目に該当※する住宅について、気候風土適応住宅とすることが可能。また、国が定める基準の他に、所管行政庁がその地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自に基準を定めることが可能。

※気候風土住宅の要件について、断熱性能への影響を鑑みて、いずれか一つのみ該当して気候風土適応住宅に適合する項目と複数該当して気候風土適応住宅に適合する項目がある。

現行項目



土塗壁



落とし込み
板壁



床板張り



化粧野地板
天井



地場製作の
木製建具

追加項目 (R7.4月より施行)



茅葺き屋根



面戸板現し



せがい造り

省エネ基準への評価について

○仕様基準

外皮基準	適合除外
一次エネ基準	告示で定める設備に適合すること。

○標準計算

外皮基準	適合除外
一次エネ基準※	標準的な外皮性能があると仮定して一次エネを算出し、基準値以下となること。

※一次エネルギー消費量の算出にあたっては、国研 建築研究所が所管するWebプログラムを使用

- **気候風土適応住宅**については、**外皮基準が適用除外**となり、かつ、**一次エネ基準が合理化**される。
(= 標準的な水準の設備の設置のみを要求)
- 説明義務制度の創設とあわせ、本合理化措置の対象となる**気候風土適応住宅の具体的な仕様を例示**。
- 説明義務制度においては、建築士は、設計する住宅が**気候風土適応住宅の要件に該当する場合は、合理化された基準への適否について、建築主に説明**することとなる。

〈仕様の例示〉

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
 - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
 - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - ハ 次の(1)及び(2)に該当すること
 - (1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - (i) 片面を真壁造とした土塗壁であること
 - (ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - (iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - (2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - (i) 屋根が化粧野地天井であること
 - (ii) 床が板張りであること
 - (iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること
- 二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件(例：地域産の木材の使用を必須とする)を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

※ 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、一、二に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるもの(例：萱葺屋根)を別に定めることができる。



土塗壁



落とし込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野地天井

所管行政庁における独自基準の設定状況

- 気候風土適応住宅の基準については、真壁造の土塗壁や落とし込み板壁等の一般的な仕様が建築物省エネ法に基づく告示で規定されているほか、所管行政庁がその地域の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自基準を定めることができることとしている。
- 所管行政庁による独自基準について、4行政庁は令和3年4月、5行政庁は令和4年3月、1行政庁は令和4年4月、1行政庁は令和4年12月、2行政庁は令和6年4月に独自基準の運用を開始。
- 1行政庁は令和7年4月の運用開始を目指しており、25行政庁においては検討中。

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域	規模・構造	独自仕様	共通的な仕様
R3年4月1日	熊本県（県及び熊本市、八代市、天草市）	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・くまもと型伝統構法による木造建築物（構造材を県産木材とする等）	・県産木材の使用 ・伝統的な継手仕口 ・石場建て等の開放的な床下 ・深い庇 ・通風に配慮した窓
R4年3月31日	宮崎県（県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・軒裏が野地板現し ・瓦屋根、茅葺屋根	
R4年4月1日	福岡県（県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・外壁の過半が県産木材による板張り壁 ・瓦屋根	
	沖縄県（県及び那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の住宅 ※構造は問わない	・花ブロック、ルーバー ・屋上緑化、壁面緑化	・深い庇 ・通風に配慮した窓
R4年12月1日	埼玉県（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）	県所管内	延べ床面積300㎡未満の住宅	・柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造 ・外皮平均熱貫流率（U_A値）を1.54W/㎡K以下	・県産木材の使用
R6年4月	長崎県、鹿児島県				
R7年4月（予定）	埼玉県飯能市				
時期未定	埼玉県川越市、埼玉県東松山市、長野県、愛知県名古屋市、静岡県、石川県金沢市、京都市、滋賀県（県及び大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市）、岡山県（県及び岡山市、倉敷市、新見市）、徳島県、大分県（県及び大分市、佐伯市、日田市）、佐賀県（県及び佐賀市）				

令和5年度「気候風土適応住宅基準の検討状況に係る調査(令和5年8月時点)」



石場建て



深い庇・軒



地域産の材料の使用



軒裏が野地板現し



県産木材の板張り壁



屋根の遮熱(屋上緑化)



日射遮蔽(花ブロック)

伝統的構法に係る基準の合理化 (柱脚と基礎の接合方法の追加、床組・小屋ばり組の仕様の追加)

H28.6.1 施行

【背景】

従来、伝統的な構法で木造建築物を建築する場合、金物等を用いない柱脚等の仕様について、木造の仕様規定(建築基準法施行令第3章第3節)に適合しないことが多く、高度な構造計算により安全性を確かめる必要があった。

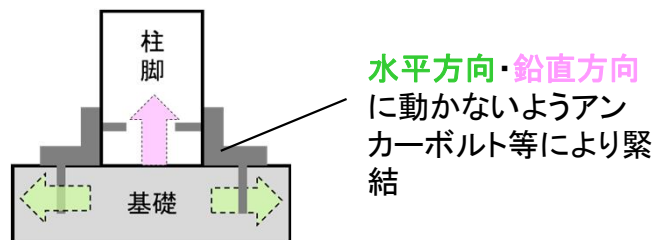
このため、設計者等にとって負担が大きく、一般的にその利用を可能とすることが要請されていた。

【改正内容】

- ①木造建築物の柱脚と基礎を緊結しない接合方法を追加する。
- ②木造建築物の床組及び小屋ばり組に火打ち材を設けない方法を追加する。

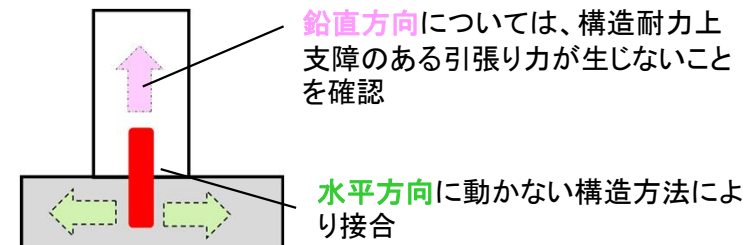
①改正前

[現行(令第42条第1項ただし書):柱脚を基礎に緊結]



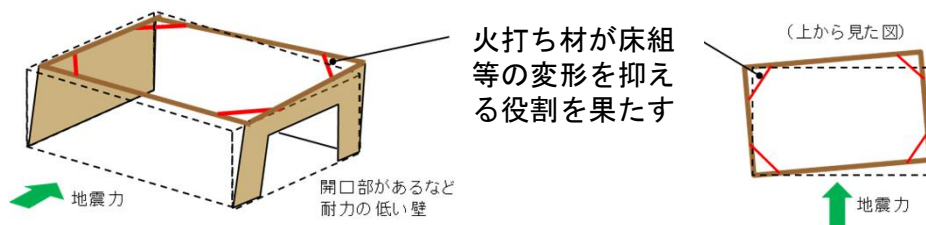
①改正後

[だぼ継ぎ等による接合方法を追加]



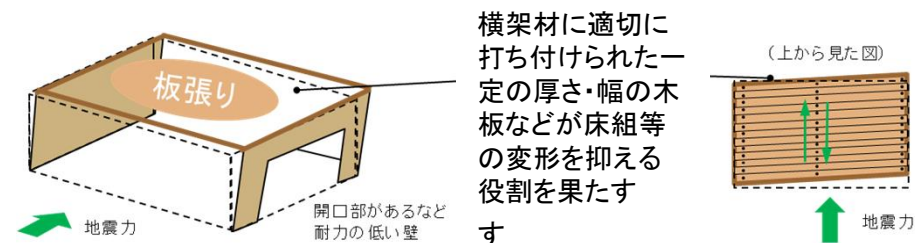
②改正前

[現行(令第46条第3項):床組等の隅角に火打ち材を使用]



②改正後

[木板等を打ち付けた方法を追加]



伝統的構法に係る基準の合理化(柱脚の仕口の接合方法の追加)

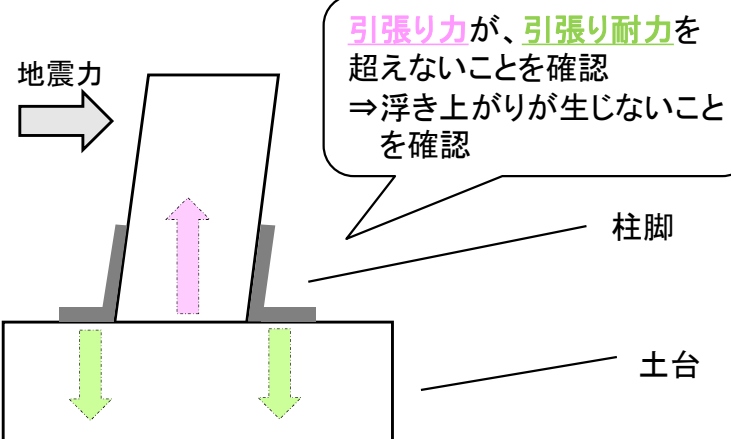
H29.9.26 公布・施行

【改正内容】

軸組の柱脚の仕口にあつては、原則として柱の浮き上がりを許容していなかったが、1階の柱脚に限り、十分な壁量確保した場合については、これを許容することとする。

改正前

柱脚の仕口について、浮き上がりが生じないように金物等で鉛直方向に緊結



改正後

十分な壁量確保した場合には、柱脚の仕口について、鉛直方向に緊結しなくてもよい。

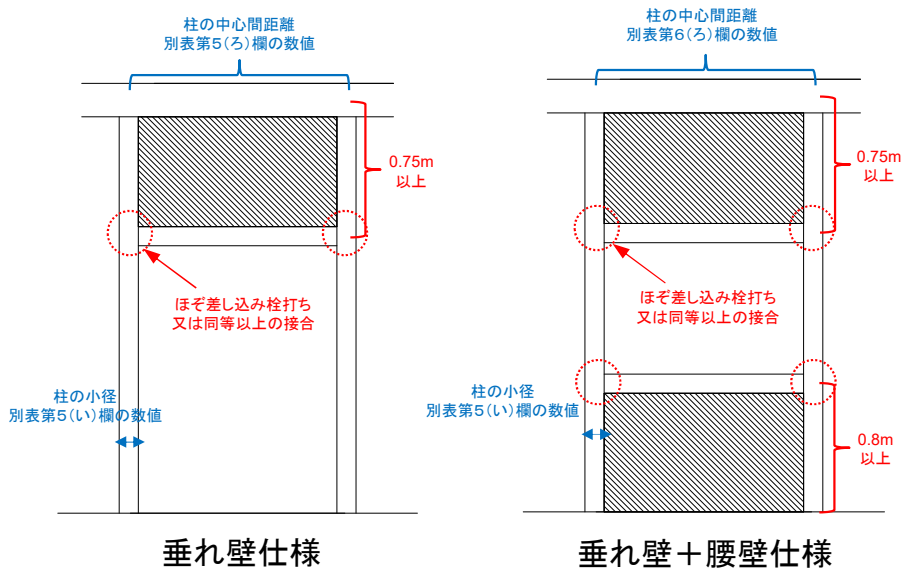


H29.9.26 公布・施行

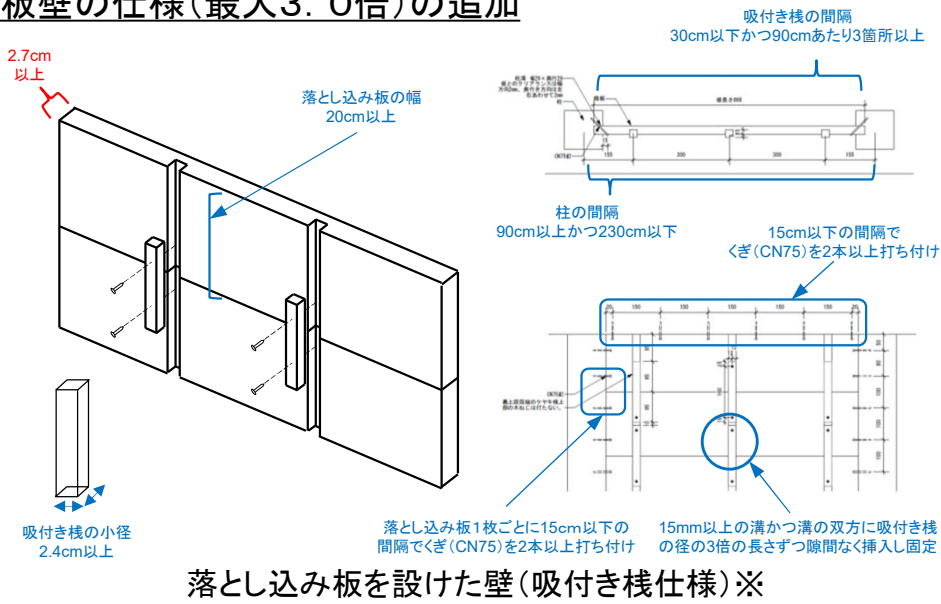
【改正内容】
従来の壁量計算では考慮されていない種類の土塗り壁の仕様や、従来の仕様より高耐力の板壁の仕様を追加する。

改正後

■全面に土が塗られていない土塗り壁の仕様追加
従来、壁倍率が与えられていなかった全面に土が塗られていない土塗り壁の仕様の種類を追加



■高耐力の板壁の仕様追加
従来の板壁の仕様(壁倍率0.6倍)と比較して高耐力の板壁の仕様(最大3.0倍)の追加



※このほか、従来と比較して、高倍率の落とし込み板を設けた壁(だぼ継ぎ)の仕様も追加

伝統的構法データベースの公開

- 平成26・27年度建築基準整備促進事業（国交省補助事業）において、実務者が伝統的構法による構造設計を行う際に活用可能な、接合部等の構造上の特性に関するデータ※1の整理を実施。
- 平成29年3月30日に（公財）日本住宅・木材技術センターにおいてデータベース※2を公表。

※1 「伝統的工法の設計法作成及び性能検証実験検討委員会」において平成22年度～平成24年度までに実験を行ったデータ等

※2 伝統的構法データベース : <http://www.denmoku-db.jp/>

【伝統的構法に係るデータベース検討委員会】

データベースの検討にあたっては、学識者・実務者を
中心とした委員会を組織して検討を行った。

委員長 五十田 博 京都大学 生存圏研究所 生活圏構造機能分野 教授

委員 腰原 幹雄 東京大学 生産技術研究所 教授

河合 直人 工学院大学 建築学部 教授

鈴木 祥之 立命館大学 衣笠総合研究機構 教授

齋藤 幸雄 齋藤構造研究所 代表

後藤 正美 金沢工業大学 環境・建築学部 建築系建築学科 教授

大橋 好光 東京都市大学 工学部 建築学科 教授

梶本 敬大 (国研) 建築研究所 材料研究グループ 上席研究員

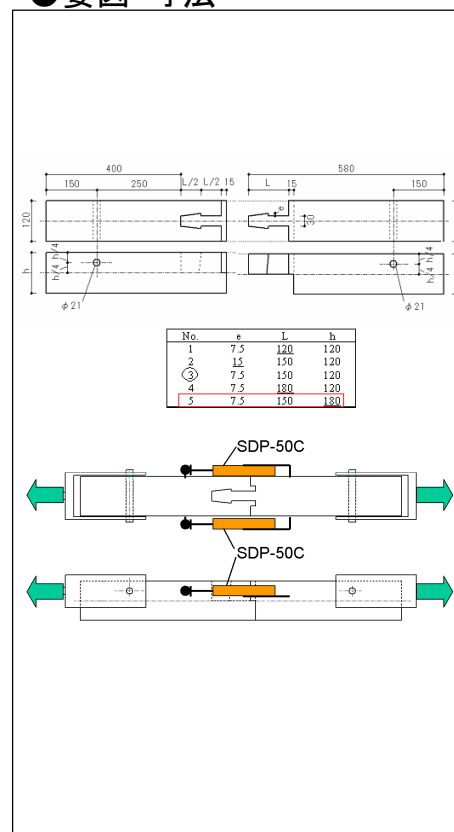
荒木 康弘 (国研)構造研究グループ 主任研究員

* 下線が「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験検討委員会」委員

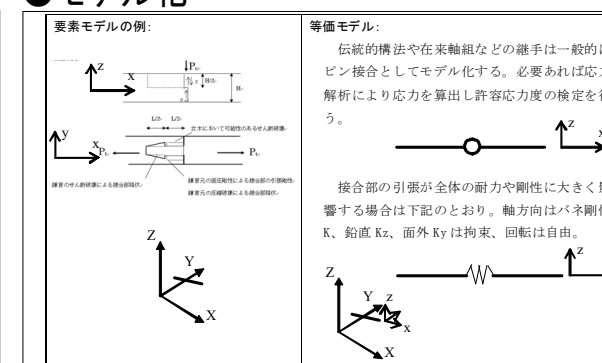
【伝統的構法に係る設計用データベースのイメージ】

腰掛鎌継ぎ手の例

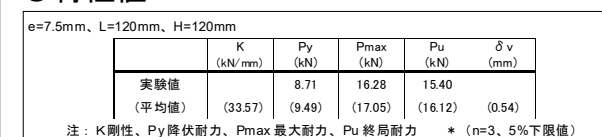
●姿図・寸法



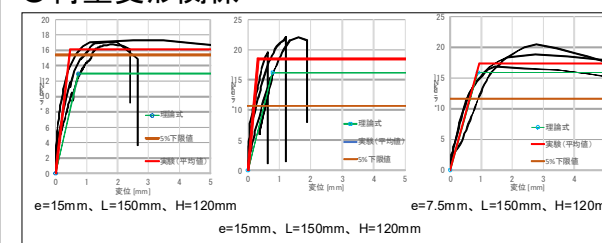
●モデル化



●特性値



●荷重変形関係



【背景】

小屋ばり組の隅角に火打ち材を設けない伝統的構法について、小屋ばり組等に木板等を打ち付けた方法が仕様規定として基準化されている(平成28年6月施行)が、木板等の面材を用いない仕様については仕様規定としての基準がなく、高度な構造計算により安全性を確かめる必要があった。このため、伝統的構法による小屋ばり組の採用は設計者にとって負担が大きく、一般的にその利用を可能とするための基準整備が求められていた。

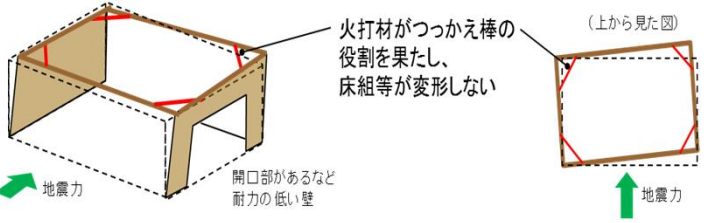
【改正内容】

建築基準整備促進事業により得られた技術的知見を踏まえ、木造建築物の小屋ばり組に火打ち材を設けない方法として、野地板を打ち付けたたる木を小屋ばり組に打ち付ける方法を追加。

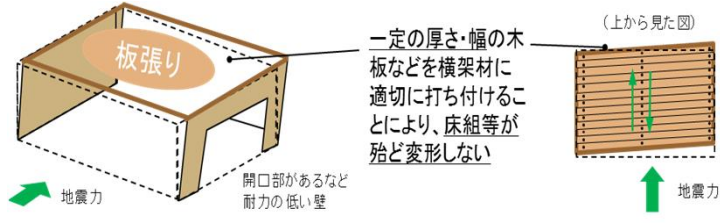
改正前

次のいずれかの方法とする。

① 小屋ばり組等の隅角に火打ち材を使用する方法



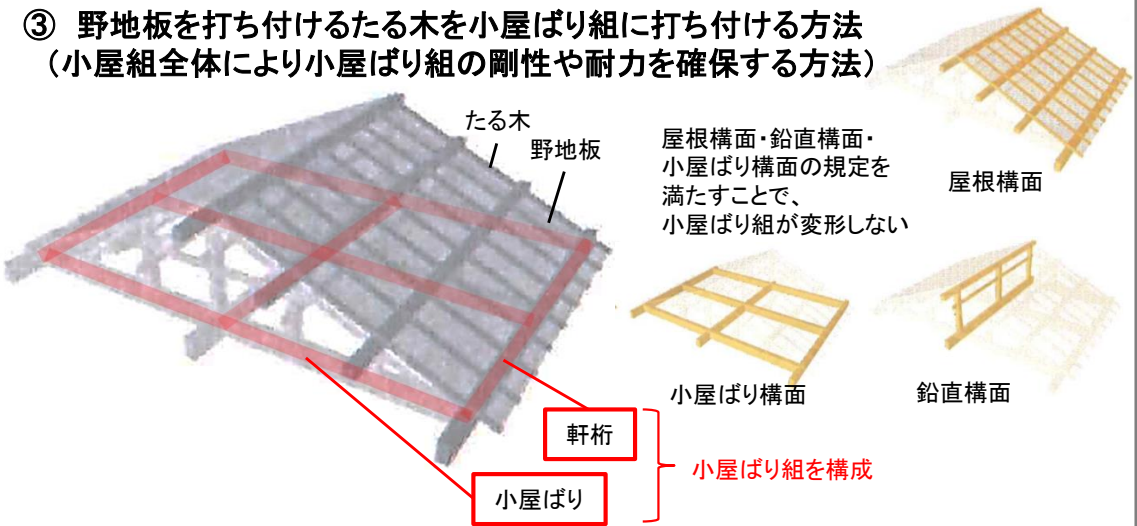
② 木板等を打ち付けた方法 ※H28年6月施行



改正後

次の方法を追加する。

③ 野地板を打ち付けるたる木を小屋ばり組に打ち付ける方法 (小屋組全体により小屋ばり組の剛性や耐力を確保する方法)



○剛性の高い小屋組とする。

仕様の例) 一定の厚さの野地板 等

○最上階の耐力壁をバランスよく配置する。

○小屋ばりのスパン長さを一定以下とする。

小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例

R7.4.1 施行

現状・改正主旨

- 通常は構造計算によることなく仕様規定に適合させることにより構造安全性が確保される小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合、高度な構造計算により構造安全性を確認している。（第20条第1項第4号ロ）
- 小規模建築物であっても、高度な構造計算により構造安全性を検証した場合、建築確認における構造計算の審査に加え、構造計算適合性判定による複層的な確認が必要。（法第6条の3第1項）



写真出典（一部）気候風土適応住宅の認定事例集
（一社）環境共生住宅推進協議会

石場建て
（柱と基礎を緊結しない）
＝仕様規定に不適合

【適用される基準及び審査手続の比較】

	適用基準		審査手続	
	仕様規定	構造計算	建築確認	構造適判
一般的な小規模木造建築物	○	—	○	—
伝統的木造建築物等	△ （一部不適合）	○	○	○

改正概要

- 小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とする。

現行

設計 → 構造計算適合性判定 → 建築確認 → 着工

改正

設計（※1） → **不要** → 建築確認（※2） → 着工

※1 構造設計一級建築士

※2 専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者）

「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」の概要

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

② 既存建築ストックの活用

- 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
- 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



改修



改修前（空き家） 改修後（グループホーム、飲食店、宿泊施設等）

③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

- 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

建築物・市街地の安全性の確保

【令和元年6月25日施行】

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。

大規模な建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

木造建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらかし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

<その他>

【①、②は平成30年9月25日施行。③は令和元年6月25日施行／平成30年9月25日施行】

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

等

改正主旨

中層建築物における
木材利用の推進

- 中層建築物の壁・柱等について、すべて耐火構造とすることが必要
- 木造の場合、石膏ボード等の防火被覆で耐火構造を実現
- 木造であることが分かりにくく、木の良さが実感できないとの指摘



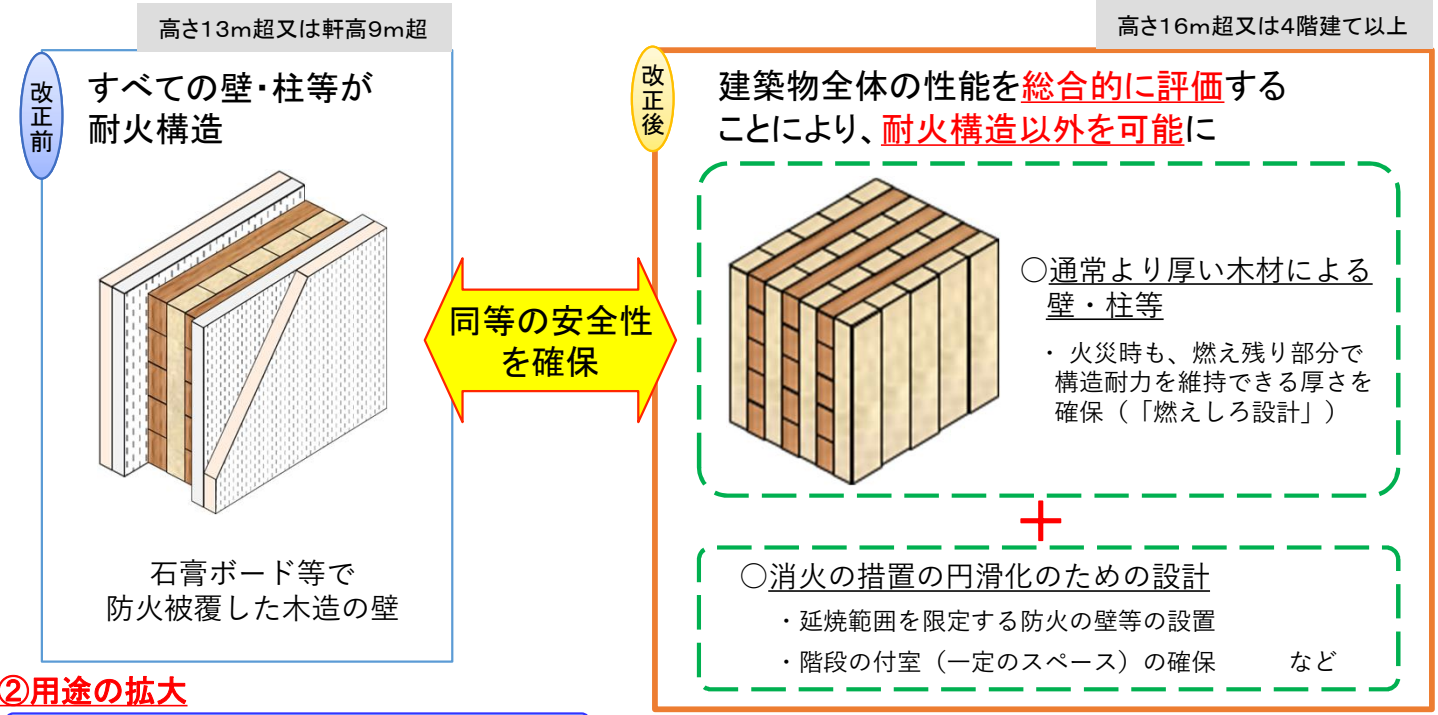
構造部材を「あらわし」としている
高知県森連会館
(2階建の事務所※)

※改正前基準で、2階建は耐火構造は不要

改正概要

1. 構造部材である木材をそのまま見せる「あらわし」を用いることができる範囲(規模・用途)の拡大

①規模の拡大 法改正(法第21条第1項) 公布:平成30年6月27日、施行:令和元年6月25日



②用途の拡大

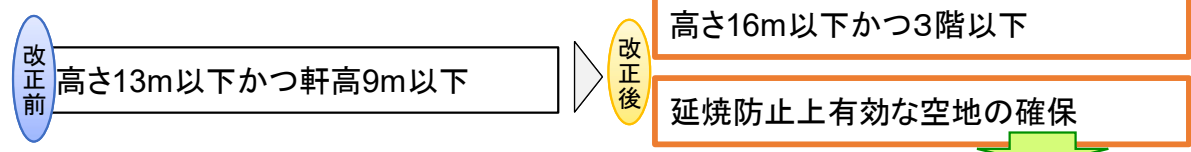
告示改正(法第27条関係) 公布・施行:令和2年2月26日

○中層の劇場、ホテルなど多様な用途に関して、「燃えしろ設計」を導入

一定の基準を満たす事務所や劇場、ホテル、共同住宅などを「燃えしろ設計」で建築可能※
(例:4階建て事務所→一定の区画毎にスプリンクラーを設置、75分間準耐火構造とする等)

2. 耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲の拡大

法改正(法第21条第1項) 公布:平成30年6月27日、施行:令和元年6月25日



各部分の高さ≤空地の境界線までの距離であること

※主として中層を対象とする基準を告示に規定。
これ以外は大変認定によって建築可能。

- 防火地域・準防火地域における2mを超える門・塀については、着火そのものを防止するため、不燃材料とすることが義務付けられていた。
- 京都、倉敷などの古い街並みが残る都市においては、既存の住宅を建て替える場合、**景観を維持するために木材を使用した門・塀だけでも残そうとする場合**があるが、この場合、**本体建築物の建替えに合わせて、既存不適格となっている門・塀も不燃材料とすることが必要となり、対応が困難であった。**

周囲への延焼を助長しない構造の場合は、
不燃材料としなくとも良いこととする。
(安全性を確保しつつ、木材の利用を可能に)

＜具体的な構造方法＞

告示改正（法第61条関係） 公布：令和元年6月21日、施行：令和元年6月25日

- 門・塀に対する規制の目的である「**周囲の建築物に対する延焼の防止**」を達成できる構造として、次のいずれかの構造とすること
 - ・ 不燃材料で造るか、覆うこと（従来の構造）
 - ・ 土塗り壁（厚さ30mm以上）
 - ・ 厚さ24mm以上の木材で造られたもの



京都の事例



倉敷の事例

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速
- あわせて、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与
 - 「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)
 - ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

- 【2050年】
- ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

- 【2030年】
- 新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

法案の概要

1. 省エネ対策の加速【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】

① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- ・ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け(現行は中大規模の非住宅) ※十分な準備期間を確保
- ・ トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導
- ・ 販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

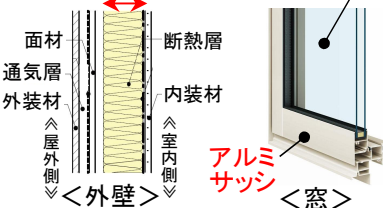
② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- ・ 省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
- ・ 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入
- ・ 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化

戸建住宅の外壁・窓の断熱仕様例(東京の場合)

省エネ基準

断熱材厚さ85mm 透明複層ガラス



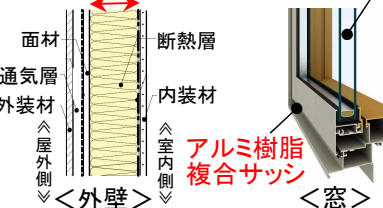
断熱層 内装材 アルミサッシ

面材 通気層 外装材 屋外側 室内側

<外壁> <窓>

ZEH基準

断熱材厚さ105mm Low-E複層ガラス



断熱層 内装材 アルミ樹脂複合サッシ

面材 通気層 外装材 屋外側 室内側

<外壁> <窓>

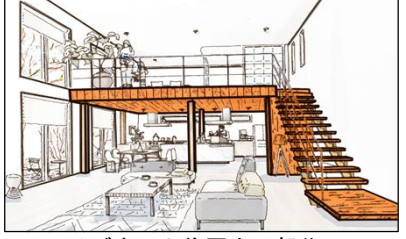
2. 木材利用の促進【建築基準法・建築士法】

① 防火規制の合理化

- ・ 大規模建築物について、大断面材を活用した建物全体の木造化や、区画※を活用した部分的な木造化を可能とする
 - ※ 高い耐火性能の壁・床での区画により延焼抑制
- ・ 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に

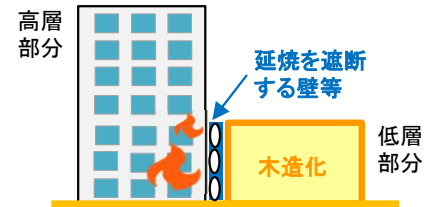
② 構造規制の合理化

- ・ 二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の拡大(高さ13m以下→16m以下) 等



メゾネット住戸内の部分(中間床や壁・柱等)を木造化【区画内での木造化】

従来、低層部分も耐火構造とする必要



高層部分 延焼を遮断する壁等 低層部分 木造化 【別棟扱い】

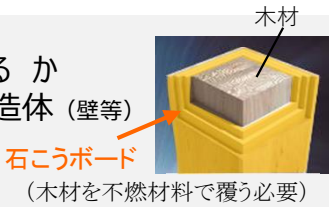
- <その他>
- 省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備 等

【目標・効果】 建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与
○ 2013年度からの対策の進捗により、建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

防火規制

3000㎡超の大規模建築物の
全体の木造化の促進

(現行) 耐火構造とする 3000㎡毎に耐火構造体 (壁等) で区画する必要あり



新たな木造化方法の導入

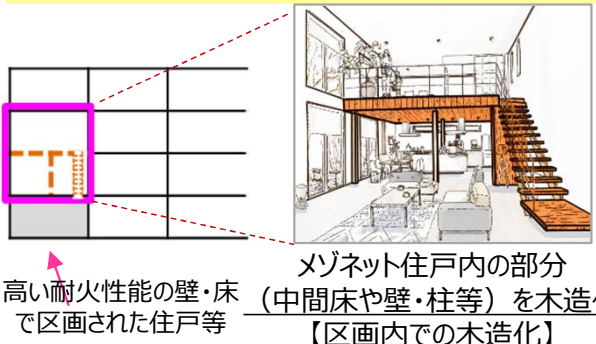


2024年4月施行

大規模建築物における
部分的な木造化の促進

(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求
※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

防火上他と区画された範囲の
木造化を可能に

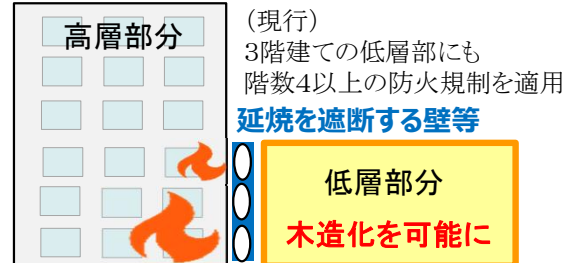


2024年4月施行

低層部分の木造化の促進
(防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、
防火上別棟として扱い
低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等



2024年4月施行

【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 [政令・告示改正]
(例) 90分耐火性能等で対応可能な範囲を新たに規定 (現行は60分刻み (1 時間、2 時間 等))

2023年4月施行

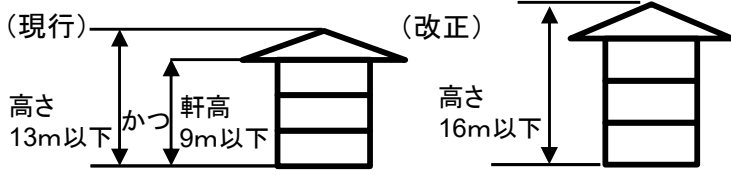
構造規制

簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大

(現行) 高さ13m以下かつ軒高9m以下は、二級建築士でも設計できる簡易な構造計算 (許容応力度計算) で建築可能

簡易な構造計算の対象を高さ16m以下に拡大 ※建築士法も改正

2025年4月～(予定)



【その他】 伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性を審査する手続きを合理化

2025年4月～(予定)

その他

○建築基準法に基づくチェック対象の見直し 2025年4月～(予定)

建築基準法 建築物省エネ法

木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を、現行の非木造建築物と揃える(省エネ基準を含め適合性をチェック)
⇒2階建ての木造住宅等を安心して取得できる環境を整備

○既存建築物の改修・転用を円滑化するため、既存不適格規制・採光規制を合理化

2024年4月施行

2023年4月施行

等

大工技能者等の担い手確保等に向けた取組

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅の生産体制の整備を図るため、住宅現場における働き方改革への対応や大工技能者の実態調査を踏まえた担い手確保等に向けた方策について検討するとともに、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組を支援する。

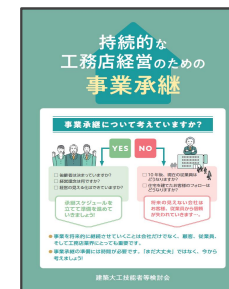
有識者、建築大工関係団体等により構成する「建築大工技能者等検討会」による検討。

【令和6年度の取組(予定)】

- ・「大工になろうNET・大工を育てるNET」のコンテンツの拡充や効果的な周知・宣伝方法の検討を実施
- ・担い手確保に欠かすことのできない処遇改善に向けて、大工を雇用する工務店を対象とした賃金や労働時間などの実態に関するアンケート調査を実施
- ・地域における若年技能者等のネットワーク作りに向けた、交流会等を引き続き開催

【これまでの主な取組】

- ・大工の仕事の内容や魅力等が伝わる「大工になろうNET・大工を育てるNET」の開設・公開に向け、構成団体の若手によるWGを設置し、コンテンツ内容や効果的な発信方法などを検討
- ・働き方改革や大工技能者等への就業状況に関する調査
- ・インボイス制度の周知や事業承継の案内に関するパンフレットを作成
- ・地域の若年技能者等のネットワーク作りに向けた、交流会を開催 など



委員

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
蟹澤 宏剛 <座長>
(一社)日本木造住宅産業協会
(一社)日本ツーバイフォー建築協会
(一社)JBN・全国工務店協会
(一社)全国住宅産業地域活性化協議会
全国建設労働組合総連合 <事務局>
(一社)プレハブ建築協会
(一社)日本ログハウス協会
(一社)愛知県建設団体連合会

オブザーバー

(一社)住宅生産団体連合会
(一社)日本在来工法住宅協会
※令和6年度から参加
国土交通省 住宅局住宅生産課
木造住宅振興室

民間団体等が実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【補助対象】

(1)育成

大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等の技能習得に係る研修

(2)確保

将来世代の確保(処遇改善、DX推進による労働環境向上等)に向けた取組

※(1)と(2)を併せて行う場合、(2)の取組に係る補助金の額は、補助金総額に対して5割を上限とする。



大工技能者の減少
高齢化に歯止め

- 建築大工技能者検討会において、大工の確保・育成それぞれに関するウェブサイトを作成（令和6年2月29日公開）。
- 大工になろうNETでは、現役大工へのインタビュー記事や動画を公開し、学生やその親などをターゲットに大工の魅力を発信。
- 大工を育てるNETでは、工務店等が大工を育成するのに役立つ情報を集約し、コンテンツを提供している。



大工の世界を覗いてみる。

Know a Daiku. Become a Daiku.

大工になろう NET

大工の魅力を伝えるWEBサイト

Article Category

- #大工の一日
- #大工の魅力
- #大工の現場
- #大工の道具
- #大工の職人
- #大工の家族
- #大工の生活
- #大工の未来

大工になった人のほなし

大工の魅力を伝えるWEBサイト

大工の魅力を伝えるWEBサイト

大工になった人のほなし(現役大工へのインタビュー記事・動画)

② 細かいところに気が付くのが女性の強み



電動丸ノコの扱いもお手の物



現場には色々な道具がずらり

作業の場所や内容は、男女関係ありません。

情報ポータルサイト

大工を育てるNET



情報ポータルサイト

大工を育てるNET

当ホームページは、住宅建設分野への就職希望者に向けたさまざまな情報や、一人親方・工務店・ハウスメーカーが建築大工技能者を確保・育成していくためのあらゆる情報を発信するポータルサイトです。

NEWS / 新着情報

2024.02.29

ホームページをオープンしました。

技能者向け講習会情報



目指せ！建設現場のエキスパート

登録建築大工基幹技能者への道

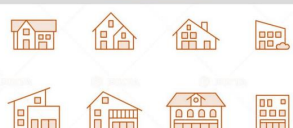


大工の確保・育成に利用できる補助金・助成金の案内



人材の確保・育成を強力にバックアップ

建設事業主向け助成金ガイド



住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)

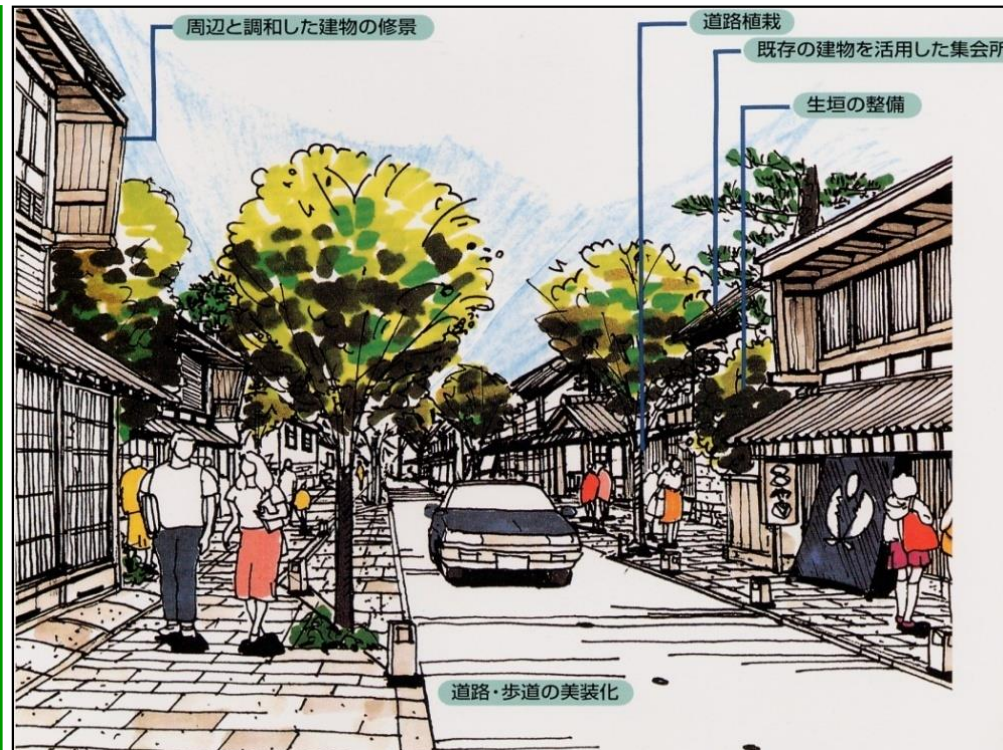


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)



歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業

事業目的・背景・課題

○2023年3月末に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、官民が連携して古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、**令和7年までに300地域に拡大**するとともに、**地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を50地域展開**する必要がある。このため城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。

○令和5年度に実施するSPCスキーム等のフィジビリティを活かし、SPCスキーム等を活用した民間投資を促すとともに、自立した地域経営の確立を促進し効果検証する必要がある。

事業内容

1) 調査事業 (10/10)

初動事業化 : 最大1,000万円×8地域[①]
地域経営モデル: 最大2,000万円×6地域[①、②]

- ①観光まちづくりにかかる専門家派遣による伴走支援
- ②歴史的資源等活用した地域経営確立のモデル創出
- ③指標地域実証及び取組展開地域調査

2) 補助事業

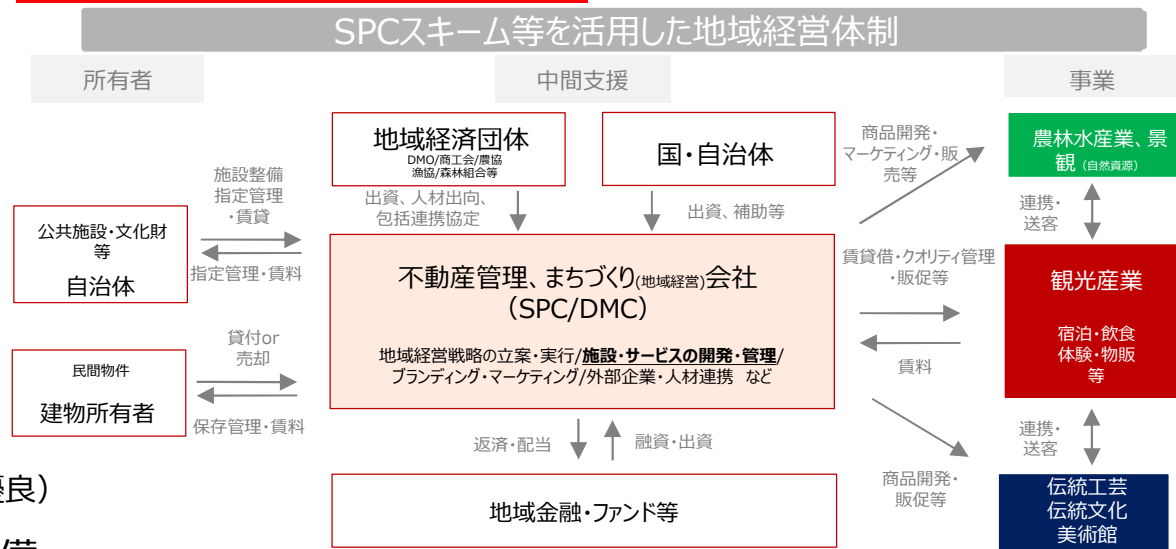
受入環境整備(1/2): 最大2,000万円×3地域[①]
大規模改修 (1/2): 最大2億円×5地域[②] (面的展開で特に優良)

- ①城や寺社、古民家、モダン建築等を活用した宿泊等整備
- ②歴史的資源の面的活用等にかかる大規模改修

事業スキーム

- ・事業形態: 調査事業 (初動事業化・地域経営モデル)
間接補助事業 (受入環境整備・大規模改修)
- ・事業期間: 令和元年度～

事業イメージ



専門家による伴走支援



モダン建築の環境整備



保存・活用が進む歴史的街並み

文化財保存技術の伝承等

令和6年度予算額
(前年度予算額)

492百万円
465百万円)



現状・課題

適切な周期を踏まえた文化財修理のため増加しつつある修理需要への対応や、無形の文化財の着実な伝承を実施していく必要がある一方、**有形文化財修理・無形の文化財の伝承に不可欠な技術**である文化財保存技術の多くの分野において、保持者の高齢化や後継者不足により**技術断絶の危機**を迎えている。

このため、**同一分野での複数認定**等を通じた**選定保存技術の保持者・保存団体の拡大**とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充することで、活動基盤の形成、伝承者養成の環境を整え、**安定した技術伝承を確立することが急務**。

事業内容

有形文化財修理や無形の文化財の伝承に不可欠な、修理技術や修理に用いる材料・道具の製作技術である選定保存技術について、その保存団体や保持者等に対し、伝承者養成やわざの錬磨・広くわざの理解向上を図る普及啓発活動を支援。

- **選定保存技術保存団体等への支援** **369百万円 (349百万円)**
保存団体が行う、伝承者養成、わざの錬磨に必要な用具・原材料の購入等に要する補助を実施する。

件数・単価	42件×約850万円	交付先	選定保存技術保存団体等
-------	------------	-----	-------------

- **選定保存技術保持者に対する補助** **86百万円 (78百万円)**
保持者が行う、伝承者養成、わざの錬磨等に対して補助。
特に、修行期間中の後継者への研修経費に充てる場合に、選定保存技術保持者に対する補助額を1百万円増額する。

件数・単価	41人×約110万円 19人×約210万円 等	交付先	選定保存技術保持者等
-------	----------------------------	-----	------------

【1つの選定保存技術分野について保持者・保存団体を複数認定している技術】

…10技術/86技術 ※令和5年7月時点

➡ 1人の保持者のみが伝承者養成を担う技術も多く、安定的な技術継承に不安

「文化財の匠プロジェクト」(令和3年12月 文部科学大臣決定、令和4年12月改正)

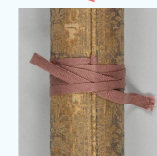
・後継者養成に課題のある文化財保存技術について、支援分野の拡大及び確実な技術継承の担保の観点から「選定保存技術」保持者・保存団体の認定を拡大(58人34団体(令和3年度)→80人47団体(令和8年度))することを目指す。**この際、技術の安定的な継承や文化財の適切な保存のため、保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進する。**

※令和4年の改正時に下線部分を追記。



「表装裂製作」
(絵画・書跡などの文化財の装丁に不可欠)

巻物に用いている表装裂の劣化が甚大・文化財の保存に悪影響。



劣化した表装裂



新たに製作した表装裂



「竹箴製作」(工芸技術(染織)に不可欠)



使用中の竹箴

アウトプット(活動目標)

● 支援する選定保存技術保存団体の数			「文化財の匠プロジェクト」 目標値
令和3年度	令和6年度	令和8年度	
34団体	42団体	47団体	
● 支援する選定保存技術保持者の数			「文化財の匠プロジェクト」 目標値
令和3年度	令和6年度	令和8年度	
58人	60人	80人	

短期アウトカム(成果目標)

選定保存技術保存団体が実施する研修や普及啓発活動への参加者数
令和6年度～令和8年度
対前年度比増

長期アウトカム(成果目標)

- ・全ての選定保存技術における伝承者確保
- ・修理技術の確実な伝承により、適切な周期・方法による文化財の保存修理が実現

担当：文化財第一課

ふるさと文化財の森システム推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

16百万円
17百万円)



現状・課題

文化財建造物の多くは木材、樹皮、茅等の植物性の資材で造られており、こうした文化財の修理に当たっては、在来と同品種、同品質の資材を確保する必要があるが、近年の社会経済状況の変化により、そうした資材の需要が激減し、**植物性資材の安定的な確保が極めて困難な状況**となってきた。これらの植物性資材を産出している全国における産地を「ふるさと文化財の森」として設定し、これら「ふるさと文化財の森」の普及啓発や管理業務を支援することで、文化財保存修理での資材の安定的な確保を図る。

事業内容

●「ふるさと文化財の森」の設定 新規設定候補 5 箇所

植物性資材を産出している全国における産地に対して「ふるさと文化財の森」として設定する。設定地の情報を必要とする修理現場に提供することにより、文化財建造物修理において、同種同質の資材を活用することが可能となる。



ふるさと文化財の森設定に看板設置



櫟皮の森の設定地（九大演習林）

●文化財修理用資材等に関する普及啓発

文化財修理用資材に関する普及啓発のために、公開セミナー、研修、体験学習、修理現場公開等を行う。

普及啓発 テーマ

茅葺き、茅刈り体験講座
櫟皮採取実演
漆掻き技術の研修会 等



櫟皮採取の見学会

●ふるさと文化財の森の管理業務支援 補助額 4 百万円（R5年度実績）

高品質の資材を確保し、継続的に供給するために、管理者たる地方公共団体等に原則補助対象経費の1/2 補助を行う。

支援対象 業務

除草・間伐・駆除・山焼・防除
等



管理業務のための通路整備

アウトプット（活動目標）

●ふるさと文化財の森設定 年間 5 件

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
8 8 件	9 3 件	9 8 件

- 普及啓発の実施 年間5件
- 管理業務への支援 年間5件

短期アウトカム（成果目標）

- 文化財修理等への資材の供給の安定化と促進
- 文化財修理用資材に対する国民の理解の促進

長期アウトカム（成果目標）

- 修理用資材の安定確保による文化財の適正な保存・活用
- 植物性資材でつくられた文化財を社会全体で守り継承していくこととなりSDGs にも寄与

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 **2,000億円**

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等	
ものづくり補助金	申請類型		補助上限額		補助率		
	①省力化（オーダーメイド）枠		750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超 える部分は1/3		
	②製品・サービス高 付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3		
		成長分野進出類型 (DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)		2/3		
	③グローバル枠		3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3		
	⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新 型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（）については、特例適用時の上限額。						
	持続化補助金	①通常枠、②資金引き上げ枠、③卒業枠、 ④後継者支援枠、⑤創業枠		①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）		2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
		⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（）については、特 例適用時の上限額。					
	IT導入補助金	通常枠		ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満		1/2	
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下					
複数社連携IT導入枠		①インボイス対応型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ③①+②合わせて～3,000万円		①インボイス対応型と同様 ②2/3			
インボイス枠		インボイス対応型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・発注・決済ソフト】：①50万円以下、② 50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・販売機】：～20万円		【会計・発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・販売機】：1/2		
		電子取引型	～350万円		中小企業：2/3 大企業：1/2		
セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円		1/2			
事業承継・引継ぎ 補助金		経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円		1/2～2/3	
	専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円		1/2～2/3		
	産業・再チャレンジ枠		～150万円		1/2～2/3		

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2 / 3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

申請受付開始：2024年5月 8日（水）

申請締切：2024年5月27日（月）

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年11月4日までに事業を完了し、令和6年11月14日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。

○インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。



経済産業省



Be a Great Small.

中小機構



チラシのダウンロードはこちら↑

事務局HP:



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-4330-3480

jGrants
(ID取得)

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- 小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援**します。連携のための**事務費・専門家費**も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「**サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト**」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠	
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト		PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費（※1） （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
			～350万円	50万円 以下	50万円 超 ～ 350万 円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 （※2）	2/3 （※3）	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 （最大2年分）、 導入関連費		クラウド利用料 （最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、 ハードウェア購入費					サーバ・セキュリ ティサービス利 用料（最大 2年分） （※4）

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

(※4)（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- インボイス発行の手間を効率化するため、「**会計ツール**」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「**勤怠・労務管理ツール**」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ！**

<今後のスケジュール>

通常枠、セキュリティ対策推進枠、

インボイス枠（電子取引類型）

- 第3次締切 5月20日（予定）
- 第4次締切 6月19日（予定）
- 第5次締切 7月19日（予定）

複数社連携IT導入枠

- 第2次締切 6月19日（予定）

インボイス枠（インボイス対応類型）

- 第5次締切 5月20日（予定）
- 第6次締切 6月3日（予定）
- 第7次締切 6月19日（予定）
- 第8次締切 7月3日（予定）
- 第9次締切 7月19日（予定）

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト

※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

中小企業連携組織対策推進事業

令和6年度予算額 6.0億円（6.1億円）

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

（１）中小企業組合等指導・支援事業

（①人件費②都道府県中小企業団体中央会への指導等③組合への指導等④調査研究・情報提供等）

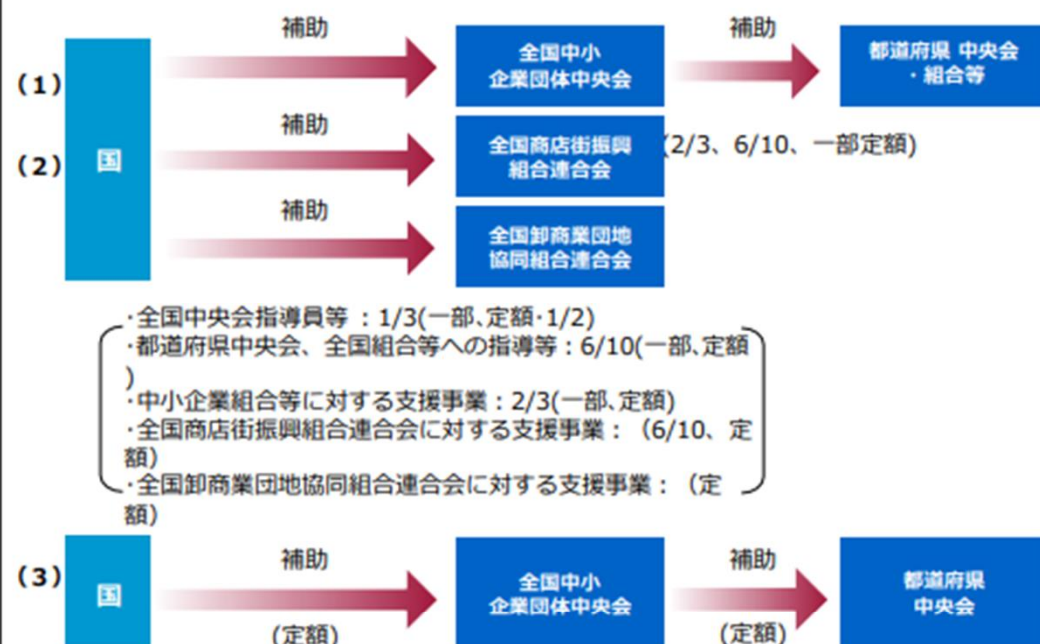
（２）中小企業組合等課題対応支援事業

（新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業に対する支援）

（３）外国人技能実習制度適正化事業

（外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業に対する支援）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指す。

目標最終年度となる令和10年度までに外国人技能実習生受入事業を行う組合等の技能実習法の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

伝統的工芸品産業支援補助金

令和6年度予算額 3.6億円（3.6億円）

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2）



国指定伝統的工芸品の
製造協同組合等



【後継者・従事者育成事業】



【需要開拓事業】

- ・後継者・従事者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・需要開拓事業
- ・技術・技法の記録収集・保存事業
- ・意匠開発事業
- ・若年層等後継者創出育成事業

等を実施

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

本資料は、「和の住まい」に関する関連施策ポータルサイトに掲載されている情報（令和6年10月時点）を、一般の方向けに整理したものです。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000078.html

